

## 令和2年度 第2回駒ヶ根市地域公共交通協議会 会議録

令和2年10月27日（火）午後3時30分～  
駒ヶ根市役所 本庁舎 2階 大会議室

【出席委員】20名（欠席：久保田武彦委員・佐々木凜太郎委員）

### 1 開会（企画振興課長）

### 2 委員の委嘱について

■「国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長 佐々木凜太郎」氏を委員として委嘱  
※次期公共交通計画を策定する中で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえ、北陸信越運輸局交通企画課長に指導をいただくため、委嘱するもの。

### 3 会長あいさつ

- 前回（7/9）、第1回の協議会におきまして、駒ヶ根市の公共交通のマスタープランとなる次期公共交通計画の策定の流れ、スケジュール等についてご承認いただきました。
- そのスケジュールに従いまして、8月に住民アンケートを実施していますので、本日は、その結果、また、結果等から見える駒ヶ根市の公共交通を取り巻く現状について確認をさせていただき、それらを踏まえ、次期計画の方向性についてご協議いただきます。
- また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部が改正になり、現計画は、「地域公共交通網形成計画」であります。次期計画からは「地域公共交通計画」となりますのでご承知おきいただきたいと思っております。
- 国のGotoキャンペーン等により多くの人の移動が始まっており、新たな生活様式による生活になってきていますが、今もなお一定数の新型コロナウイルスの感染者は発生しており、交通事業者の厳しい状況も続いております。
- そういったことも踏まえ、新たな生活様式、その生活の基盤の一つとなる駒ヶ根市の公共交通の方向性につきまして、ご意見等を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

### 4 協議事項

#### （1）駒ヶ根市公共交通計画策定に係る駒ヶ根市公共交通の方向性について

- ① 駒ヶ根市の公共交通に関する地域概況 資料1
- 駒ヶ根市の公共交通の現況 資料1-2
- ② 市民の移動実態と公共交通に対するニーズ 資料2

（質疑等なし） ⇒ 全員挙手（承認）

(1) 駒ヶ根市公共交通計画策定に係る駒ヶ根市公共交通の方向性について

③ 地域公共交通における課題と公共交通計画の方向性 資料3

<山崎寛一委員>

■駒ヶ根商工会館のバスターミナル閉鎖について、新型コロナウイルスが終息すれば再開するのか。

<伊那バス株式会社>

■新型コロナウイルスが閉鎖のきっかけではあるが、厳しい経営状況の中、市内2か所のバスターミナル運営は困難であり、駒ヶ根車庫営業所へ窓口を1本化することで経営の効率化を図りたいと考えているため、今後、駒ヶ根商工会館のバスターミナル再開の予定はない。

■現在、駒ヶ根車庫営業所の窓口営業時間は、コロナの影響で便数が減少しているダイヤに合わせて、6:30~18:55としているが、今後コロナが終息してくれば、感染症前のダイヤに戻し、4:10~18:55の営業に戻していくことを予定している。

<野村満委員>

■伊那市では、4月からグループタクシーというAIを活用した当日予約可能なタクシーを運行している。こまタクは、前日午後4時までに予約をしないと利用できない。実際、高齢者の病院利用が多い中で、診察がいつ終わるか分からない、また1便に2~3人しか乗っていないという状況もあるため、当日予約が可能になれば、利用者が増えると思う。高校生も、急な雨で乗りたい時など、当日予約が可能なら利便性が向上するのではないかな。

<事務局>

■今年度策定する計画の中で対応の方向性を検討し、AIや次世代の運行サービスを考えていきたい。

<下平正躬委員>

■本日の配布資料の一般公開はしているか。

<事務局>

■8月のアンケート結果に基づく資料のため、今回の協議会が初めての公開となる。今後、必要に応じて市報やホームページに載せていきたい。

<北原和雄委員>

■公共交通施策に対する意識について、認知度が下がってきているため、広報活動を通じてわかりやすく伝えて欲しい。

<事務局>

■アンケート結果を含めて、様々な方法で周知を図っていきたい。

<会長>

■ご指摘や課題の認識を共有し、わかりやすく示していくが重要であると考えている。交通体系の素

案は、1つの公共交通手段で市内全域をカバーするのは難しいため、いろんな地域に合った公共交通手段を組み合わせ、市内全域をカバーする方向性を考えていきたい。

■それでは、この方向性でご承認いただける方は挙手をお願いします。

⇒ 全員挙手（承認）

■ありがとうございました。この方向性で計画の素案を作成してまいります。12月頃の予定ですが、計画の素案についてご協議いただきますのでよろしくお願いたします。

## 5 その他

<国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部>

■公共交通活性化改正法は6月に公布され11月から12月上旬に施行予定となっている。法改正を見込んだ内容で計画策定をしていただくために運輸局から委員を選出した。

■次期計画の改善点

- ・「駒ヶ根市地域公共交通網形成計画」から「駒ヶ根市地域公共交通計画」へ名称変更。
- ・地域の実情に合った計画を策定することにより公共交通を維持しやすくする。
- ・地域に合った利用手段を全て位置づけ、役割分担を明確化し分かりやすい計画にする。
- ・定量的な目標を定め、具体的に見やすい計画にする。

■法改正に伴い、国の補助制度が若干見直される予定である。補助を受けるためには計画が必要となり、計画には、既に補助を受けている運行計画を位置づけ、新しく盛り込んだ計画も含めていく。基本的には地域に根付き、ずっと確保維持できるような計画を検討し、位置づけてもらいたい。

■今後、駒ヶ根市としての将来像、方向性、目標値をしっかり検討して行って欲しい。

<長野県企画振興部>

■今後、交通事業者への支援を案内していきたいと考えている。また、県内外の自治体の献身的な事例を情報として伝えていきたい。

## 6 閉 会（企画振興課長）

【終了時間：17時00分】